**【第２標準年金加入事業所】脱退一時金受給にあたってのご案内**

平成　　年　　月　　日

　**様**（事業所名）

あなたは、このたび住商連合企業年金基金の脱退一時金の受給権を得られましたが、同基金より脱退一時金として給付を受けることもできますし、脱退一時金相当額を他の制度等へ移換して、将来通算した形で給付を受けることもできます。（ポータビリティ制度）

平成29年4月改訂版

住商連合企業年金基金

下記の説明をよく読んで別添の**「中途脱退者選択書(その１)」に記入し必ず速やかに事業所に提出してください**。

※「選択書（その１）」で「(7)現時点では保留」を選択された方は、「選択書（その２）」を喪失日より1年以内に住商連合企業年金基金へ提出して戴くことになります。

|  |  |
| --- | --- |
| １．移換申出期限 | **申出期限****平成　　年　　月　　日**　**※移換先制度が厚生年金基金の場合は、資格取得日から３ヶ月を経過する日のいずれか早い日**（他の制度へ移換する場合は、喪失日から起算して１年を経過する日までに申し出なければなりません。ただし、厚生年金基金へ移換する場合は、喪失日から起算して１年を経過する日または移換先制度の資格取得日から３ヶ月を経過する日のいずれか早い日までに申し出なければなりません。）**資格喪失日****平成　　年　　月　　日****※喪失日から1年経過すると、選択肢は脱退一時金のみとなります。** |
| ２．脱退一時金相当額及びその算定基礎となった期間　選択肢（１） | **脱退一時金相当額****円（内訳：第１年金　　　円 ＋ 第２年金　　　円）****算定基礎期間（加入者期間）　　　　ヶ月****（自 平成　年　月　日 ～ 至 平成　年　月　日）**※一時金額は、平均基準給与×加入者期間による乗率で算出されます。※脱退一時金のお振込みは、書類裁定日から１～２ヵ月程かかります。※基金の規約により脱退一時金受給権消滅時効は喪失日から１０年となります。 |
| ３．選択肢右記ア、イのそれぞれの状況に応じて選択してください。なお、一旦脱退一時金での受給を選択しますと、その後他制度への移換変更はできません。※（４）（５）については、再就職先に受入制度があるかご確認ください。※（５）は国の厚生年金に加入することではありませんので、ご注意ください。※（６）は国民年金へ加入することではありませんので、ご注意ください。 | ア．資格を喪失した日から1年以内に再就職した場合であって、1. 再就職先事業所が厚生年金基金又は確定給付企業年金を実施しており、かつ再就職先の年金制度の規約に脱退一時金相当額の移換を受ける旨の定めがある場合　　または
2. 再就職先事業所が確定拠出年金を実施している場合

**（１）脱退一時金の受給****（２）企業年金連合会へ脱退一時金相当額を移換****（３）再就職先の確定拠出年金へ脱退一時金相当額を移換****（４）再就職先の確定給付企業年金へ脱退一時金相当額を移換****（５）再就職先の厚生年金基金へ脱退一時金相当額を移換****（６）国民年金基金連合会へ脱退一時金相当額を移換 (個人型確定拠出の加入者になる場合)****（１）～（６）のいずれかの選択が出来ます。**イ．資格を喪失した日から1年以内に再就職し上記ア．以外の場合、または１年以内に再就職しない場合　(※)**（１）脱退一時金の受給****（２）企業年金連合会へ脱退一時金相当額を移換****（６）国民年金基金連合会へ脱退一時金相当額を移換 (個人型確定拠出の加入者になる場合)****（１）（２）（６）のいずれかの選択が出来ます。**(※上記イ．に該当する例は以下の場合）①再就職先の事業所が企業型確定拠出年金を実施しておらず、再就職先の事業所が厚生年金基金または確定給付企業年金を実施しているが、年金制度の規約に脱退一時金相当額の移換を受ける定めがない場合②再就職先の事業所が企業年金を実施していない場合③厚生年金保険の第２号・第３号被保険者(公務員)もしくは第４号被保険者(私学共済の加入者)になった場合④国民年金の第１号被保険者（自営業者等）もしくは第３号被保険者（専業主婦）になった場合　　　　　　 |
| ４．退職にともなう脱退一時金受給時の税務上の取り扱いなど | ・退職にともなう脱退一時金受給については退職所得扱いとなり退職所得控除が適用されます。・確定給付企業年金から厚生年金基金または確定拠出年金へ脱退一時金相当額を移換した場合は、給付を受けるときに課税されます。 |
| ５．企業年金連合会の制度概要、手数料、連絡先　選択肢（２）※企業年金連合会へ移換するまでの間は、予定利率は付利されませんので、ご注意ください。詳細については、企業年金連合会に直接お問合わせ下さい。 | **企業年金の年金通算センターとして、原資を移換することにより、将来年金の給付を受けることや、再就職時に原資を就職先に移換する**ことができます。

|  |  |
| --- | --- |
| 予定利率 | 脱退一時金相当額移換時の年齢に応じて以下のとおり。45歳未満　　　　 　1.50％　45歳以上55歳未満　1.25％55歳以上65歳未満　1.00％　65歳以上　　　　　 0.50％ |
| 支給開始年齢 | 65歳。ただし、厚生年金と同様の経過措置あり。 |
| 保証期間 | 80歳に達するまでの期間。ただし、脱退一時金相当額（残余財産分配金）の移換が65歳以降に行われた場合は、受換時年齢に応じて保証期間を逓減させる。 |
| 事務費 | 定額事務費と脱退一時金相当額に応じた定率事務費が脱退一時金相当額から受換時に控除されます。詳細は、下記連絡先にご照会ください。連合会から他へ移換する場合、年金額の現価相当額に支払事務費相当分を加えた額を移換します。 |

○連絡先　　企業年金連合会　年金サービスセンター　年金相談室電話　0570-02-2666（PHS・IP電話からは03-5777-2666）ホームページhttps://www.pfa.or.jp/tsusan/index.html |
| ６．国民年金基金連合会の制度概要、手数料、連絡先　選択肢（６）※制度詳細については、国民年金基金連合会に直接お問合わせ下さい。　 | **企業を退職した被保険者が個人型確定拠出年金に加入する場合に、国民年金基金連合会に原資を移換する**ことができます。

|  |  |
| --- | --- |
| 運用 | 選択した運用関連運営管理機関から選定・提示された運用商品に関する情報をうけて自己責任で運用商品を選択 |
| 給付 | 老齢給付金、障害給付金、死亡一時金、脱退一時金 |
| 支給開始年齢 | 原則60歳。ただし、加入期間が短い場合は61歳～65歳。 |
| 事務費 | 初回事務手数料および毎月の事務手数料が必要となります。詳細は、下記連絡先にご照会ください。（その他、運営管理機関、事務委託先金融機関が徴収する手数料があり、それぞれが定めるところにより負担する必要があります。） |

○連絡先　イデコダイヤル　0570-086-105（ナビダイヤル）ホームページhttp://www.npfa.or.jp/401K/index.html |

＜提出書類＞　※選択肢によって異なりますので、ご注意下さい。第１・第２年金兼用として１部提出願います。

|  |  |
| --- | --- |
| **（１）脱退一時金として受給**（①～④は全員提出） | **（２）企業年金連合会へ移換** |
| ①住商連合企業年金基金加入者証　②中途脱退者選択書（その１）③一時金裁定請求書　④退職所得の受給に関する申告書…個人番号(ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰ)は事業所確認の上、必ず記入⑤退職所得の源泉徴収票…事業所より退職金を受けた場合（コピー可）⑥本人確認書類貼付シート…選択書(その1)にて保留した後、選択書(その2) で　一時金を選択した場合（基金に直接提出する場合） | ①住商連合企業年金基金加入者証　②中途脱退者選択書（その１）…基礎年金番号を必ず記入 |
| **（３）（４）（５）の場合** |
| ①住商連合企業年金基金加入者証　②中途脱退者選択書（その１）③再就職先から入手した移換申出書 |
| **（６）国民年金基金連合会へ移換** |
| ①住商連合企業年金基金加入者証　②中途脱退者選択書（その１）③金融機関から入手した移換申出書 |